

## 千葉県消費生活審議会によるあっせん又は調停に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県消費生活条例（平成18年条例第10号。以下「条例」という。）第23条第1項の規定による紛争を解決するために千葉県消費生活審議会（以下「審議会」という。）が行うあっせん又は調停に関し必要な事項を定めるものとする。

(付託要件)

第2条 審議会のあっせん又は調停（以下「あっせん等」という。）に付託する紛争は、条例第22条第1項の申出に係る紛争のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市民の消費生活に著しく影響を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがあると認められる紛争
- (2) 当該紛争の申出者及び事業者（以下これらを「当事者」という。）の一方又は双方が、消費生活相談員のあっせんに応じない若しくは応じる見込みがないと認められる紛争
- (3) その他審議会のあっせん等に付託することが適当と認められる紛争

(審議会への付託手続き等)

第3条 消費者は、審議会のあっせん等を希望するときは、「あっせん又は調停申請書」（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出されたあっせん又は調停申請書について、審議会において処理することが適切であると判断するときは、「あっせん又は調停付託書」（様式第2号）により審議会に付託するものとする。

3 市長は、審議会へあっせん等を付託した場合は、「あっせん又は調停付託通知書」（様式第3号）により当事者に通知するものとする。

4 審議会は、第2項の規定によりあっせん等が付託されたときは、速やかに苦情処理部会を開催するものとする。

5 審議会は、あっせん等を開始しようとするときは、当事者に書面により通知するものとする。

6 当事者が、以後の手続きを代理人に行わせるときは、「代理人選任届」（様式第4号）を提出するものとする。

7 第1項の規定によりあっせん又は調停申請書を提出した者は、あっせん等を取り下げる場合は「あっせん又は調停取下書」（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(資料の提出要求等)

第4条 審議会は、あっせん等を行うため必要があると認めるときは、当該苦情の処理に関し専門的知識を有する者その他必要があると認める者に対して、出席を求め、その意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

2 審議会は、あっせん等を行うため必要があると認めるときは、当事者に対し、商品等の検査又は調査の実施を求め、その結果を提出させることができる。

(あっせん案又は調停案の提示)

第5条 審議会は、必要に応じ、あっせん案又は調停案を作成して、これを当事者に提示するものとする。

(あっせん又は調停の終了)

第6条 審議会は、当事者間に合意が成立したときは、和解書又は調停書を作成し、あっせん等を終了するものとする。

2 審議会は、当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、あっせん等を打ち切るものとする。

3 審議会は、条例第23条第7項の規定による勧告をした場合において、指定された期間内に当事者から受諾する旨の回答がないときは、あっせん等を打ち切るものとする。

4 審議会は、前2項の規定によりあっせん等を打ち切るときは、「あっせん又は調停打切通知書」(様式第6号)により当事者に通知するものとする。

(結果の報告)

第7条 審議会は、あっせん等を終了し、又は打ち切ったときは、その経過及び結果を「あっせん又は調停結果報告書」(様式第7号)により市長に報告するものとする。

(手続の非公開等)

第8条 審議会が行うあっせん等の手続は、公開しない。

2 審議会が行うあっせん等の審議は、原則として傍聴を認めない。ただし、当事者が同意し審議会が許可したときは、傍聴を認めるものとする。

(費用の負担)

第9条 審議会が行うあっせん等に要する費用は、審議会の運営に要する費用及び第4条第1項に規定する当該苦情の処理に関し専門的知識を有する者その他必要があると認める者の参加に要する費用を除き、各当事者が負担する。

(委員の除斥)

第10条 審議会又は苦情処理部会の委員は、自己又はその親族があっせん等に係る紛争に直接の利害関係にある場合は、審議から除斥される。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

様式第1号

あっせん又は調停申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

千葉市消費生活条例第22条第1項の規定により申し出た苦情について、千葉市消費生活審議会のあっせん又は調停を希望しますので、次のとおり申請します。

申請者	〒	
	住所	連絡先電話番号 - -
		電子メールアドレス @
	氏名 (※)	
(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。		
相手方	〒	
	住所(所在地)	連絡先電話番号 - -
		電子メールアドレス @
	氏名(名称)	
	(代表者氏名)	
紛争の内容		
求める解決内容		
添付書類等		

(あて先) 千葉市消費生活審議会

千葉市長

あっせん又は調停付託書

千葉市消費生活条例第23条第1項の規定に基づき、次の紛争を千葉市消費生活審議会のあっせん又は調停に付託します。

記

1 紛争の案件

【申請者】

【相手方】

2 紛争の内容

様

千葉市長

あっせん又は調停付託通知書

千葉市消費生活条例第23条第2項の規定に基づき、次の紛争を千葉市消費生活審議会のあっせん又は調停に付託したことを通知します。

記

1 紛争の案件

【申請者】

【相手方】

2 紛争の内容

3 付託年月日 年 月 日

代理人選任届

年 月 日

(あて先) 千葉市消費生活審議会

委任者 住所

氏名 (※)

(事業者の場合は、名称、代表者職・氏名)

(注) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付 第 号により通知を受けました紛争については、次の者を代理人と定め、本件あっせん又は調停に関する一切の権限を委任します。

受任者 住所

役職及び氏名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

あっせん又は調停取下書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者の住所

氏名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付で千葉市消費生活審議会のあっせん又は調停を希望した紛争については、次の理由によりあっせん又は調停を取り下げます。

記

取下げの理由



年 月 日

様

千葉市消費生活審議会 印

あっせん又は調停打切通知書

年 月 日付 第 号により本審議会に付託された紛争について、  
次の理由によりあっせん又は調停を打ち切りますので通知します。

記

1 紛争の案件

【申請者】

【相手方】

2 打切りの理由

(あて先) 千葉市長

千葉市消費生活審議会 印

あっせん又は調停結果報告書

年 月 日付 第 号により本審議会に付託されたあっせん又は調停の結果について、次のとおり報告します。

記

1 紛争の案件

【申請者】

【相手方】

2 あっせん又は調停の結果